

策定年月	平成18年8月
変更年月	平成22年6月
	平成26年9月
	令和3年9月
	令和5年9月
	令和6年9月

# 農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和6年9月

新潟県長岡市

## 目 次

	ページ
<b>第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標</b>	<b>2</b>
<b>第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等 に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標</b>	<b>5</b>
<b>第 2 の 2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき 農業経営の基本的指標</b>	<b>11</b>
<b>第 3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項</b>	<b>11</b>
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	11
2 市町村が主体的に行う取組	11
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	12
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための 情報収集・相互提供	12
<b>第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積 に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標</b>	<b>12</b>
<b>第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項</b>	<b>14</b>
1 地域計画推進事業に関する事項	14
2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域 の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	20
3 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を 受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	22
4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進 に関する事項	22
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	23
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成	23
<b>第 6 その他</b>	<b>24</b>
別 紙 1	
別 紙 2	

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市は、新潟県のほぼ中央部に位置し、人口26万人余の県下第2の都市であり、経済、社会、文化、流通等の拠点都市として躍進している。市域は、日本海に面する海岸地域、信濃川を挟んでの平野部・丘陵部そして豪雪地域である中山間地と、立地条件や自然条件は一様ではない。

2 本市の農家戸数や農業就業人口は、年々減少を続けており、農家の53パーセントが安定的な兼業農家で、基幹的農業従事者も60歳以上が全体の89パーセントを占め、30歳未満は0.9パーセントと、担い手の高齢化や減少が進むとともに、農業に魅力を失った若年層が非農業部門に流失し、農業後継者や担い手の確保が深刻な状況になっている。

平均耕作面積は2.0ヘクタールで、経営耕地面積の77パーセントに水稻を作付けする水田農業地帯で、園芸、畜産は少ない。

このような状況の中で、意欲的に農業に取り組んでいる農家は、農地流動化による農地の集積等による経営規模の拡大や経営改善を図った高生産性・高収益性農業を目指している。

農地の流動化では、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。一方、中山間地域等においては、特に農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作に大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 本市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの年間農業所得（産地づくり推進交付金、中山間地域等直接支払制度交付金、農業の担い手に対する経営安定のための交付金等を含む）1経営体当たり800万円程度（主たる従事者1人当たり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

※ 年間農業所得の「程度」は2割の範囲とする。

4 本市は、将来の農業を担う農業経営者の意向や農業経営に関する基本的条件を考慮して、意欲と能力のある者が農業経営の発展を図るため、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

(1) 本市は、農業協同組合、農業委員会、農業普及指導センター等で構成する長岡市担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため話し合いを促進する。更に新しい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画（以下、単に「農業経営改善計画」という。）の認定を受けた農業者若しくは組織経営体（以下「認定農業者」という。）への利用集積を図るなど、積極的に遊休農

地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進し、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。

特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進することとし、農用地利用改善団体の設立とともに特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

- (2) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律第4条の規定により新潟県知事に指定された農地中間管理機構。以下同じ。）、本市農業委員会を中心とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化するとともに、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手の両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。また、農地中間管理事業による面的にまとまった形で貸し付ける等の活動については、農地中間管理機構、農業委員会と連携・調整を図りつつ実施する。

これらの農地の流動化に関しては、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

- (3) このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合の農作業受託部会と連携を密にして、農地貸借と農作業受委託が一体となって促進され、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業普及指導センターの指導の下に、既存園芸産地の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。
- (4) 生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。
- (5) 農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による連携を深めつつ、地域資源の発掘、活用、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、兼業農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。
- (6) 法第12条の農業経営改善計画の認定制度及び法第14条の4の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者及び認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努め、本市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。
- (7) 地域の面的な広がりを対象とした中山間地域等直接支払制度等の実施に当たっても、当該地区に

において経営を展開している認定農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 本市は、長岡市担い手育成総合支援協議会において、認定農業者及び認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を普及指導センターの協力を受けて行う。

「食料・農業・農村基本法」の改正等、農業を巡る諸情勢の変化に的確に対応するため、認定農業者等経営体の確保・育成、それらへの農地利用集積を一層進めるとともに、それぞれの地域の実態に即して、経営体に加え集落営農組織などの多様な担い手を中心とした効率的な営農体制（地域農業システム）の確立を進めていく。

ほ場整備が完了している地区については、米の主産地として、水田農業の合理化を更に推進し、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）の設立を目指す。

中山間地域においては、個々に実施している農作業を機械や施設の共同利用により、生産コストの低減を図るとともに、農地の一体的管理を行う主体として集落営農組織などの育成に努め、遊休農地の防止等を図る。

また、農作業受託組織等の育成や中心となる認定農業者等担い手の育成に取り組み、あらたな園芸作物の導入など複合経営確立への支援を図る。

更に、遊休農地の有効活用を図り、農業体験などグリーンツーリズムを積極的に推進し、農家経営の安定を図る。

- 6 本市の新規就農者は毎年15～25名程度となっており、今後将来にわたって本市農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があり、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

(1) 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人を踏まえ、本市においては年間28人の当該青年等の確保を目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本市及びその周辺市町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（第1の3に示す主たる従事者1人あたり年間所得）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については長岡農業普及指導センターや市内各農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(農業経営の指標)

個別経営体 所得目標 800万円程度 (主たる従事者1人当たり400万円程度)  
 組織経営体 (平場) 所得目標 1,600万円程度 (主たる従事者1人当たり400万円程度)  
 組織経営体 (中山間地) 所得目標 1,200万円程度 (主たる従事者1人当たり400万円程度)

労働時間目標 1,800時間 ~ 2,000時間

### (1) 個別経営体 (平場・水稲単作)

営農	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
1 水稲	<作付面積> 水稲 主食用米 10.4ha 非主食用米 5.6ha 合計 16.0ha <経営面積> 自作地 4.0ha 借入地 12.0ha 計 16.0ha	<資本装備> ・作業棟兼格納庫 1棟 ・パイプハウス (100坪) 1棟 ・トラクター (40ps) 1台 ・乗用田植機 (8条) 1台 ・コンバイン (4条) 1台 ・乾燥機 (40石) 2台 ・調整計量器 1式 ・軽トラック 1台 ・色彩選別機 (200kg/hr) 1台 <基本設定 (以下同じ)> ・基準収量 (10aあたり) 主食用米 平場 540kg 中山間 480kg 非主食用米 平場 600kg 中山間 570kg	・経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実施 ・複式簿記、青色申告の実施 ・経営企画力の向上による法人化へ移行 ・経営管理研修等への積極的な参加	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制導入 ・農繁期における臨時雇用従事者を確保 ・農作業環境、作業方法の改善

(2) 個別経営体 (平場・水稲以外の単一経営)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
2 園芸 単一	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>えだまめ 1.0ha</p> <p>夏ねぎ 0.3ha</p> <p>秋冬ねぎ 0.6ha</p> <p>計 1.9ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>自作地 1.9ha</p> <p>借入地 0ha</p> <p>計 1.9ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>・作業棟兼格納庫(40坪) 1棟</p> <p>・野菜育苗ハウス(60坪) 1棟</p> <p>・トラクター(31ps) 1台</p> <p>・アップカッターロータリー 1台</p> <p>・小型管理機 1台</p> <p>・脱莢機 1台</p> <p>・掘取機 1台</p> <p>・動力噴霧機 1台</p> <p>・軽トラック 1台</p>	<p>・経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実施</p> <p>・複式簿記、青色申告の実施</p> <p>・経営企画力の向上による法人化へ移行</p> <p>・経営管理研修等への積極的な参加</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制導入</p> <p>・農繁期における臨時雇用従事者を確保</p> <p>・農作業環境、作業方法の改善</p>
3 園芸 単一	<p>&lt;作付面積&gt;</p> <p>れんこん 2.0ha</p> <p>計 2.0ha</p> <p>&lt;経営面積&gt;</p> <p>自作地 0.8ha</p> <p>借入地 1.2ha</p> <p>計 2.0ha</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>・作業所(30坪) 1棟</p> <p>・テラー 1台</p> <p>・掘取機 1台</p> <p>・動力散布機 1台</p> <p>・洗浄機 1台</p> <p>・軽トラック 1台</p>	<p>・経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実施</p> <p>・複式簿記、青色申告の実施</p> <p>・経営企画力の向上による法人化へ移行</p> <p>・経営管理研修等への積極的な参加</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制導入</p> <p>・農繁期における臨時雇用従事者を確保</p> <p>・農作業環境、作業方法の改善</p>
4 酪農 単一	<p>45頭</p> <p>[乳用牛:45頭]</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>・成牛舎(158坪) 1棟</p> <p>・育成牛舎(28坪) 1棟</p> <p>・ミルカ 1台</p> <p>・バルククーラー 1台</p> <p>・自動給餌機 1台</p> <p>・トラクター(2戸で共有、54ps) 1台</p> <p>・マニユアスプレッダー(2戸で共有、1,600kg) 1台</p> <p>・ショベルローダ(2戸で共有、800kg) 1台</p> <p>・ダンプ(2t) 1台</p>	<p>・経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実施</p> <p>・複式簿記、青色申告の実施</p> <p>・経営企画力の向上による法人化へ移行</p> <p>・経営管理研修等への積極的な参加</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制導入</p> <p>・農繁期における臨時雇用従事者を確保</p> <p>・農作業環境、作業方法の改善</p>
5 養豚 単一	<p>100頭</p> <p>(肉豚:100頭)</p>	<p>&lt;資本装備&gt;</p> <p>・繁殖分娩豚舎(210坪)</p> <p>・肉豚舎(222坪)</p> <p>・浄化槽(1/2リース)</p> <p>・コンポ(1/2リース)</p> <p>・給餌器</p> <p>・自動給餌システム</p> <p>・スクリーコンベア</p> <p>・トラック</p> <p>・種豚</p>	<p>・経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実施</p> <p>・複式簿記、青色申告の実施</p> <p>・経営企画力の向上による法人化へ移行</p> <p>・経営管理研修等への積極的な参加</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制導入</p> <p>・農繁期における臨時雇用従事者を確保</p> <p>・農作業環境、作業方法の改善</p>

## (3) 個別経営体 (平場・水稻+複合)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
6 水稻 + 施設 野菜	<作付面積> 水稻 11.0ha (主食用米 7.7ha 非主食用米 3.3ha) 越後姫 0.2ha <経営面積> 自作地 4.0ha 借入地 7.2ha 計 11.2ha	<資本装備> ・作業棟兼格納庫(35坪) 1棟 ・パイプハウス(44坪) 1棟 ・高設パイプハウス(100坪) 6棟 ・いちご育苗用ハウス(60坪) 2棟 ・トラクター(31ps) 1台 ・乗用田植機(6条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・乾燥機(50石) 1台 ・調整計量器一式 1台 ・軽トラック 1台 ・色彩選別機(200kg/hr) 1台 ・温風暖房機(3.8万kcal) 6台 ・高設装置一式 6台 ・冷蔵庫(2坪) 1台	・経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実施 ・複式簿記、青色申告の実施 ・経営企画力の向上による法人化へ移行 ・経営管理研修等への積極的な参加	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制導入 ・農繁期における臨時雇用従事者を確保 ・農作業環境、作業方法の改善
7 水稻 + 露地 野菜	<作付面積> 水稻 13.0ha (主食用米 9.1ha 非主食用米 3.9ha) えだまめ 1.3ha 計 14.3ha <経営面積> 自作地 3.3ha 借入地 11.0ha 計 14.3ha	<資本装備> ・作業棟兼格納庫(40坪) 1棟 ・パイプハウス(74坪) 1棟 ・えだまめ育苗ハウス(30坪) 1棟 ・トラクター(31ps) 1台 ・アップカッターロータリー 1台 ・乗用田植機(5条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・乾燥機(55石) 1台 ・調整計量器 1式 ・軽トラック 1台 ・色彩選別機(200kg/hr) 1台 ・小型管理機 1台 ・脱莢機 1台 ・動力噴霧機 1台	・経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実施 ・複式簿記、青色申告の実施 ・経営企画力の向上による法人化へ移行 ・経営管理研修等への積極的な参加	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制導入 ・農繁期における臨時雇用従事者を確保 ・農作業環境、作業方法の改善
8 水稻 + 果樹	<作付面積> 水稻 16.0ha (主食用米 11.2ha 非主食用米 4.8ha) いちじく 0.2ha 計 16.2ha <経営面積> 自作地 4.2ha 借入地 12.0ha 計 16.2ha	<資本装備> ・作業棟兼格納庫(50坪) 1棟 ・パイプハウス(100坪) 1棟 ・トラクター(40ps) 1台 ・乗用田植機(8条) 1台 ・コンバイン(4条) 1台 ・乾燥機(40石) 2台 ・調整計量器 1式 ・軽トラック 1台 ・色彩選別機(200kg/hr) 1台 ・動力噴霧機(3ps) 1台 ・ウッドチップパー(5ps) 1台	・経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実施 ・複式簿記、青色申告の実施 ・経営企画力の向上による法人化へ移行 ・経営管理研修等への積極的な参加	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制導入 ・農繁期における臨時雇用従事者を確保 ・農作業環境、作業方法の改善



営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
9 水稻 + 花卉	<作付面積> 水稻 17.0ha (主食用米 11.9ha 非主食用米 5.1ha) ストック 0.05ha 計 17.0ha <経営面積> 自作地 4.0ha 借入地 13.0ha 計 17.0ha	<資本装備> ・作業棟兼格納庫(50坪) 1棟 ・パイプハウス(100坪) 1棟 ・トラクター(40ps) 1台 ・乗用田植機(8条) 1台 ・コンバイン(4条) 1台 ・乾燥機(40石) 2台 ・調整計量器 1式 ・軽トラック 1台 ・色彩選別機(200kg/hr) 1台 ・動力噴霧機(3ps) 1台	・経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実施 ・複式簿記、青色申告の実施 ・経営企画力の向上による法人化へ移行 ・経営管理研修等への積極的な参加	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制導入 ・農繁期における臨時雇用従事者を確保 ・農作業環境、作業方法の改善
10 水稻 + 肉用牛	<作付面積> 水稻 7.0ha (主食用米 4.9ha 非主食用米 2.1ha) 肉用牛 80頭 計 7.0ha <経営面積> 自作地 4.0ha 借入地 3.0ha 計 7.0ha	<資本装備> ・作業場兼格納庫(35坪) 1棟 ・パイプハウス(63坪) 1棟 ・牛舎(184坪) 1棟 ・堆肥舎(47坪) 1棟 ・トラクター(31ps) 1台 ・乗用田植機(6条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・乾燥機(45石) 1台 ・調整計量器 1台 ・軽トラック 1台 ・色彩選別機(200kg/hr) 1台 ・ブロードキャスター(400 $\frac{1}{2}$ ) 1台 ・ダンプカー(2トン) 1台 ・牛衝器(1,000kg) 1台	・経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実施 ・複式簿記、青色申告の実施 ・経営企画力の向上による法人化へ移行 ・経営管理研修等への積極的な参加	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制導入 ・農繁期における臨時雇用従事者を確保 ・農作業環境、作業方法の改善

◎平場・水稻+複合で水稻に組み合わせて推奨する園芸品目

<水稻に組み合わせて推奨する園芸品目>

形態	品目	10a当粗収入	10a当所得	10a当労働時間	所得100万円当面積	同左労働時間	備考
施設	いちご	4,997千円	2,990千円	1,460時間	3.3a	481時間	専用ハウス
	小松菜	2,230	1,033	1,938	9.7	1,880	水稻育苗後 ハウス利用
	ヒマワリ	1,666	610	490	16.4	804	
	ストック	1,680	766	680	13.0	884	
露地	さといも	397	193	138	52.0	718	平場
	えだまめ	319	106	47	94.3	443	
	夏ねぎ	750	358	290	27.9	810	
	秋冬ねぎ	810	263	397	38.0	1,508	
	れんこん	543	236	116	43.0	499	
	いちじく	984	718	294	13.9	408	

形態	品目	粗収入	所得	労働時間	所得100万円等生産量	同左労働時間	備考
加工	もち3,000kg	3,915千円	1,494千円	790時間	2,008kg	529時間	
	漬物3,000kg	3,600	1,424	900	2,107	632	

(4) 組織経営体 (平場・水稲+複合)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
1 1 水稲 + 大豆 + えだ まめ	<作付面積> 水稲 35.0ha (主食用米 25.2ha) (非主食用米 9.8ha) 大豆 1.0ha えだまめ 10.5ha 計 46.5ha <経営面積> 自作地 0ha 借入地 46.5ha 計 46.5ha	<資本装備> ・作業棟兼格納庫(90坪) 1棟 ・パイプハウス(220坪) 1棟 ・えだまめ育苗ハウス(60坪) 1棟 ・冷蔵庫(2坪) 1台 ・トラクター(40ps) 2台 ・アップカットロータリー 1台 ・大豆播種機 1台 ・乗用田植機(8条) 2台 ・コンバイン(5条) 2台 ・乾燥機(45石) 4台 ・移植機 1台 ・調整計量器 1式 ・軽トラック 4台 ・色彩選別機(200kg/hr) 1台 ・えだまめ収穫機 1台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・大豆コンバイン 1台 ・中耕ローター 1台	・集落営農組織については、経理一元化を行うとともに、発足後5年を目途に法人化を目指し、法人に準じた経理で財務及び労務管理を明確にする。 ・すでに法人化している組織については、経理において財務及び労務管理を明確化する。	・主たる従事者については各種社会保障制度の活用を図る
1 2 水稲 + 大豆 + アス パラ 菜	<作付面積> 水稲 81.0ha (主食用米 64.4ha) (非主食用米 16.6ha) 大豆 10.5ha アスパラ菜 0.5ha 計 92.0ha <経営面積> 自作地 0ha 借入地 92.0ha 計 92.0ha	<資本装備> ・作業棟兼格納庫(90坪) 1棟 ・パイプハウス(260坪) 6棟 ・トラクター(60ps) 2台 ・トラクター(30ps) 1台 ・乗用田植機(8条) 2台 ・コンバイン(6条) 2台 ・乾燥機(45石) 4台 ・調整計量器 1式 ・軽トラック 4台 ・色彩選別機(200kg/hr) 1台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・大豆コンバイン 1台 ・中耕ローター 1台 ・ドローン 1台	・集落営農組織については、経理一元化を行うとともに、発足後5年を目途に法人化を目指し、法人に準じた経理で財務及び労務管理を明確にする。 ・すでに法人化している組織については、経理において財務及び労務管理を明確化する。	・主たる従事者については各種社会保障制度の活用を図る

<組織経営体への複合導入推奨品目>

形態	品目	10a当粗収入	10a当所得	10a当労働時間	所得100万円当面積	同左労働時間	備考
施設	小松菜	2,230千円	1,033千円	1,938時間	9.7a	1,880時間	水稲育苗ハウス利用や冬期間の所得確保等
	アスパラ菜	1,051	612	510	16.3	831	
露地	さといも	397	193	138	52.0	718	
	えだまめ(移植)	319	106	47	94.3	443	
	えだまめ(直は)	227	50	30	200.0	600	
	いちじく	984	718	294	13.9	408	

形態	品目	粗収入	所得※	労働時間	所得100万円等生産量	同左労働時間	備考
加工	もち24kg	28,913千円	7,635千円	5,087時間	3,143kg	667時間	
	漬物3,000kg	3,600	1,424	900	2,107	632	

※もち加工の場合は雇用労賃を除いた純利益

(5) 個別経営体 (中山間地・水稲+複合+農外収入)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
13 水稲 + 大豆 + ねぎ + 農外	<作付面積> 水稲 7.5ha (主食用米のみ) 大豆 3.0ha + ねぎ 0.5ha 計 11.0ha  <経営面積> 自作地 4.0ha 借入地 7.0ha 計 11.0ha	<資本装備> ・作業棟兼格納庫(30坪) 1棟 ・パイプハウス(60坪) 1棟 ・トラクター(31ps) 1台 ・田植機(5条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 ・乾燥機(45石) 1台 ・調整計量器 1式 ・軽トラック 1台 ・色彩選別機(200kg/hr) 1台 ・ハーベスター 1台 ・ブームスプレイヤー 1台 ・管理機 1台	・経営体自ら農業経営改善計画を作成し、計画的な営農を実施 ・複式簿記、青色申告の実施 ・経営企画力の向上による法人化へ移行 ・経営管理研修等への積極的な参加	・家族経営協定の締結に基づく給料制・休日制導入 ・農繁期における臨時雇用従事者を確保 ・農作業環境、作業方法の改善

(6) 組織経営体 (中山間地・水稲+複合+作業受託)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様
14 水稲 + 大豆 + 受託	<作付面積> 水稲 37.0ha (主食用米 27.3ha 非主食用米 9.7ha) 大豆 2.0ha 計 39.0ha  <経営面積> 自作地 0ha 借入地 39.0ha 計 39.0ha	<資本装備> ・作業棟兼格納庫(90坪) 1棟 ・パイプハウス(230坪) 1棟 ・加工施設 1棟 ・トラクター(60ps) 1台 ・トラクター(36ps) 1台 ・乗用田植機(8条) 1台 ・乗用田植機(6条) 1台 ・コンバイン(5条) 1台 ・コンバイン(4条) 1台 ・乾燥機(45石) 4台 ・調整計量器 1式 ・軽トラック 2台 ・トラック(1t) 2台 ・色彩選別機(200kg/hr) 1台 ・ドローン 1台	・集落営農組織については、経理一元化を行うとともに、発足後5年を目途に法人化を目指し、法人に準じた経理で財務及び労務管理を明確にする。 ・すでに法人化している組織については、経理において財務及び労務管理を明確化する。	・主たる従事者については各種社会保障制度の活用を図る。

<中山間地域における複合導入推奨品目>

複数品目を組み合わせること

形態	品目	10a当粗収入	10a当所得	10a当労働時間	所得100万円当面積	同左労働時間	備考
施設	ヒマワリ	1,666千円	610千円	490時間	16.4a	804時間	水稲育苗後ハウス利用
	ストック	1,680	766	680	13.0	884	
露地	なす	1,074	587	706	17	1,200	
	アスパラガス	912	216	310	47	1,457	
	ブルーベリー	1,326	590	777	17	1,321	

形態	品目	粗収入	所得	労働時間	所得100万円等生産量	同左労働時間	備考
加工	もち3,000kg	3,915千円	1,494千円	790時間	2,008kg	529時間	
	漬物3,000kg	3,600	1,424	900	2,107	632	

## 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の基本的指標の規模とする。
- (2) ただし、新規参入者、農家世帯員であって親から独立した経営を開始する者にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める農業経営の基本的指標に示す所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

## 第3 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、農業普及指導センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

### 2 市町村が主体的に行う取組

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業普及指導センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

本市、農業委員会、農業協同組合、農業普及指導センター等の関係団体から構成される長岡市担い手育成総合支援協議会において、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成する時は、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアッ

プを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 県農業会議、県農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、長岡市担い手育成総合支援協議会及び農業協同組合と連携して、区域内の作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### 1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

#### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

市内全域において、担い手の高齢化から生じる労働力不足を原因として、農家戸数が減少傾向にある。農地の遊休化は、集落全体の課題であることから、自発的な集落営農の組織化・法人化への取組みによる農地の流動化が近年になって進んでいる。

#### (2) 今後の見通し

中山間地域、平場地域ともに集落営農組織化と法人化による農地集積は進んでいくものと考えられるが、併せて個人認定農業者への農地集積の動きも活発化することが見込まれる。

### 2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

#### (1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積を進める。

#### (2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等

目標年次（令和12年度）までに効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積を9割（16,200ha）程度まで進めることを目標とする。

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

## ○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
90% (16,200ha)	農用地面積 18,000ha

(注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は令和12年度とする。

## ○農用地の集約化に向けた目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農地集積における集約化の割合を高める。

## ○育成すべき経営体の目標

地域	区分	営農類型	育成すべき経営体の目標	備 考	
平坦 地域	個別経営体	1 水稲単一	160		
		2 園芸単一		露地野菜	
		3 園芸単一		れんこん	
		4 酪農単一			
		5 養豚単一			
		6 水稲+施設野菜			
		7 水稲+露地野菜			
		8 水稲+果樹			
		9 水稲+花卉			
		10 水稲+肉用牛			
		組織経営体	11 水稲+大豆+露地野菜	70	
			12 水稲+大豆+施設野菜		
中山間 地域	個別経営体	13 水稲+大豆+露地野菜+農外収入	30		
	組織経営体	14 水稲+大豆+作業受託	40		
合 計			300		

(注) 目標年次は令和12年度とする。

## (3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進するために、本市は、農業委員会、農業協同組合、担い手育成総合支援協議会等関係機関及び関係団体と連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速すること、中山間地域や担い手不足地域では地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を促進するとともに、放牧利用や鳥獣緩衝帯利用、計画的な林地化による保全等の取組を進めること。また、農地中間管理事業を活用することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、新潟県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や、兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①地域計画推進事業
- ②農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③委託を受けて行う農作業の実施を推進する事業
- ④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑥新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア ほ場整備事業が完了している地域においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産基盤条件の形成を活かすため、地域計画推進事業を重点的に実施する。特に、地域の一体的な利用権設定を推進し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによつて、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

更に、市は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

### 1 地域計画推進事業に関する事項

本市は、地域計画の策定を推進するため、協議の場を設置する。協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、市の広報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ること。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこと。協議の場の参加者等から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を市に設置すること。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全を図るよう努める。

本市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することに努める。

地域計画が公表されるまでの期間、利用権設定の手続きについては、以下（1）～（13）によ

る。

なお、文中の法令について、改正前のものについては、旧法で読み解くものとする。

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
    - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。
      - （ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
      - （イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
      - （ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
      - （エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいることとする。
    - （オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、a又はbの要件を備えること。
      - a 農地の集団化を図るために必要と認められること。
      - b 近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け候補者名簿に登録されている者であること。
  - イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
  - ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては（ア）に掲げる要件）を備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の50第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農地中間管理機構、若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
  - ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土



地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員又は社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定に関わらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の10第1項第1号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転等の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経第564号農林水産省経営局通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 本市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ③ 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の前日までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### （５）要請及び申出

- ① 本市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、（４）の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### （６）農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、（５）の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、（５）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### （７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸

借による権利の設定に限る。

- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を本市長に報告する旨
  - ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
  - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
  - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
  - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
  - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
  - カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に従事常時する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況
  - キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項
  - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
  - イ 原状回復の費用の負担者
  - ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
  - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
  - オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

## （8）同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、（7）の②に規定する土地ごとに（7）の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。

**(9) 公告**

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は（５）の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち（７）の①から⑧までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告する。

**(10) 公告の効果**

本市が（９）の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

**(11) 利用権の設定等を受けた者の責務**

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

**(12) 紛争の処理**

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

**(13) 農用地利用集積計画の取消し等**

- ① 本市は、法第19条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
  - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき
  - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき
  - ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき
- ② 本市は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
  - ア 法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第18条第2項第6号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき
  - イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき
- ③ 本市は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第18条第2項第6号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の公報に掲載すること等により行う。
- ④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあつせん等（農地中間管理事業の推進に関する

法律（平成25年法律第101号）に規定する農地中間管理事業の実施等）の働きかけ等を行う。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

### （1）農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

### （2）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。なお、地域内の農用地の利用を現に担っている認定農業者等の担い手がいる場合であって、当該認定農業者等と組織化しようとする特定農業団体の双方がそれぞれ独立して経営発展を図り得ると見込まれる場合等は、一つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

### （3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

### （4）農用地利用規程の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項
  - イ 農用地利用改善事業の実施区域
  - ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項
  - エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項
  - オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項
  - カ その他必要な事項
- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

### （5）農用地利用規程の認定

- ① （2）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。
- ② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
  - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

- イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

#### (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
- イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業用の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者(所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

**(7) 農用地利用改善団体の勸奨等**

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施地区内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

**(8) 農用地利用改善事業の指導、援助**

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、本市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

**3 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項****(1) 農作業の受委託の促進**

本市は、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業受委託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知を行うことにより、農作業の受委託を推進するための環境の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

**(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等**

農業協同組合は、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共

同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

#### 5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

##### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 本市は、整備可能地域における圃場整備事業はほぼ完了している一方、中山間地域では地形条件が厳しく、集約化は困難である。農道や用水路の整備や改修により、農作業の効率化を目指す他、必要に応じた農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 本市は、低コストで安定した所得の確保ができる地域特産物の研究や、都市と農村の交流事業を進め農村の活性化を図るなど、農村の健全な発展と望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 本市は、市水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、大豆作等を通じて望ましい経営の育成を図ることとする。特に、平場地域では受託組合が行っているような集団的土地利用を範としつつ、これらを契機とした地域の土地活用の見直しを通じて農用地の利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 本市は、農業集落排水事業の計画的整備等を図り、農業従事者の定住条件の改善を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 本市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

##### (2) 推進体制等

###### ① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及びその他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地の利用集積を強力に推進する。

###### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、本市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。



## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の6に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を進める。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた取組

#### ア 受入環境の整備

農業経営・就農支援センターや長岡農業普及指導センター、市内農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

#### イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

本市が主体となって新潟県農業大学校や長岡農業普及指導センター、農業委員、指導農業士、市内農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

#### イ 就農初期段階の地域でのサポート

新規就農者が地域で孤立することのないよう、地域計画の策定に向けた協議の場を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

#### ウ 経営力の向上に向けた支援

市内の直売施設等への出荷の促進、市内農業協同組合、長岡農業普及指導センター、長岡市担い手育成支援協議会等と連携し経営ノウハウを習得できる研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援をする。

#### エ 青年等就農計画の作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、県農林水産業総合振興事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては長岡農業普及指導センター、市内農業協同組合、長岡市認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月31日から施行する。

### 附則

- 1 この基本構想は、平成22年6月4日から施行する。

## 附則

1 この基本構想は、平成26年9月12日から施行する。

## 附則

1 この基本構想は、令和3年9月28日から施行する。

## 附則

1 この基本構想は、令和5年9月25日から施行する。

## 附則

1 この基本構想は、令和6年9月10日から施行する。

## 別紙1（第5の1の(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項
  - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
  - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
    - ・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

## 別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間 (又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④益費の償還
<p>1. 存続期間は原則として概ね6年以上（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて6年とすることが相当でないと認められる場合には、これと異なる存続期間とすることができ</p> <p>る。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基準とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの</p> <p>と定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定められる日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むものとする。その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもの</p> <p>と定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のため費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ</p>	Iの③に同じ	Iの④に同じ

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1. 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>Iの③に同じ。</p> <p>この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。</p>	Iの④に同じ

## IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払い期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する口座への振込、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

④ 所有権移転の条件
<p>原則として下記のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該地が農業振興地域整備計画において農用地区域であること。</li> <li>2. 1件の申請で所有権移転される面積が1,000㎡以上であること。</li> <li>3. 譲受人は、市内の認定農業者又は家族経営協定者であること。</li> <li>4. 当該地に使用収益権が設定されている場合は譲受人以外でないこと。</li> <li>5. 当該地に仮登記が設定されていないこと。</li> </ol>